

2023 年度

白樹会通常総会



日時 : 2023 年 10 月 7 日(土)
12 時 30 分～

場所 : 山梨県立大学看護学部
4 号館 4 階講義室 (ハイブリッド開催)

※本会の年度は 10 月はじまりとしています。

次 第

- I 開会
- II 物故会員への黙祷
- III 会長あいさつ
- IV 来賓祝辞
- V 議長選出
- VI 議事

【報告事項】

- 1. 2022 年度事業報告
 - 1) 総会
 - 2) 同窓会会報「白樹」発行
 - 3) 山梨県立大学看護学部行事への参加・協力
 - 4) 在学生への支援事業
 - 5) 寄付金について
 - 6) その他
- 2. 2022 年度運営に関する会議報告
 - 1) 正副会長会

【審議事項】

- 1. 2022 年度収支決算報告
- 2. 2022 年度会計監査報告
- 3. 2023 年度事業計画(案)
- 4. 2023 年度収支予算(案)
- 5. 役員等の改選

【その他】

- VII 議長解任
- VIII 閉会

【報告事項】

1. 2022 年度事業報告

1) 総会開催

日 時：2022 年 10 月 23 日（日）

場 所：101 講義室（ハイブリッド開催）

議 事

(1) 報告事項

① 2021 年度事業報告

② 2021 年度運営に関する会議および活動報告

(2) 審議事項

① 2021 年度収支決算報告

② 2021 年度会計監査報告

③ 2022 年度事業計画

④ 2022 年度収支予算

⑤ 役員等の改選について

(3) 【その他】

① 寄付金等受入規約について

(4) 事務局の紹介

2) 「白樹」の発行

同窓会会誌「白樹」第 27 号発行（2023 年 8 月）

3) 山梨県立大学看護学部行事への参加、協力

- ・2022 年度 山梨県立大学看護実践開発研究センター「認定看護師教育課程（認知症看護）」修了式に会長が出席
- ・山梨県立大学看護学部「退任最終講義」に会長が出席
遠藤みどり教授（2023 年 3 月 14 日）、長坂香織教授（2022 年 3 月 9 日）
- ・新学期ガイダンスにて事務局長が白樹会の活動を紹介（2022 年 4 月）
- ・2023 年度 山梨県立大学「入学式」に会長が出席
- ・2023 年度 山梨県立大学看護実践開発研究センター「認定看護師教育課程（感染看護）」開講式に会長が出席
- ・2023 年度 山梨県立大学看護実践開発研究センター「認定看護師教育課程（認知症看護）」開講式に会長が出席

4) 在学生等への支援事業

- (1) 国家試験受験者に対する合格祈願の鉛筆配布（2023 年 2 月）
- (2) 卒業生への記念品贈呈（2023 年 3 月）
- (3) チューター活動への支援（2023 年 4 月）
【内訳】 1 チューター 20,000 円 × 10 チューター = 200,000 円
- (4) 国際医療演習支援
科目の活動費として 10 万円を支援
- (5) 大学構内環境整備（花壇の整備、樹木の伐採等用具の寄贈、絵画の寄贈）
- (6) ホームページの更新
- (7) 名簿管理（株式会社サトとの個人情報保護の同意）

- (8)キャリアガイダンス協力学生への支援
- (9)防災訓練への支援（ヘリウムガス、風船）
- (10)聖灯祭への支援
- (11)大学院生研究助成として図書カード1人10,000円、外部講師用の飲料水
- (12)リレー・フォー・ライフ・ジャパン2023甲府への支援・参加

2. 2022年度運営に関する会議報告

1) 正副会長会

第1回 日 時：2022年12月16日18:30～19:30

場 所：山梨県立大学池田キャンパス 共同研究室①および zoom

出席者：9名

議 題：(1)通常総会開催について

(2)年間計画・役員・事務局員の役員構成・役割分担について

(3)正副会長会議の開催予定について

(4)国家試験合格祈願・卒業生記念品について

(5)最終講義の参加について

(6)在学生支援について

(7)環境整備について

第2回 日 時：2023年3月14日18:00～19:00

場 所：山梨県立大学池田キャンパス 共同研究室①

出席者：8名

議 題：(1)通常総会・講演会について

(2)会誌「白樹」環境整備について

(3)入学生への入会状況について

(4)事務局員の役員構成・役割分担について

(5)正副会長会議の開催予定について

(6)環境整備について

第3回 日 時：2023年4月25日18:00～19:00

場 所：山梨県立大学池田キャンパス 共同研究室①および zoom

出席者：11名

議 題：(1)会誌「白樹」について

(2)通常総会・講演会について

(3)大学院生への支援について環境整備について

(4)キャリアガイダンスの学生支援金について

(5)学生の入会状況について

(6)チューター活動費支援について

第4回 日 時：2023年6月1日18：00～19：00
場 所：山梨県立大学池田キャンパス 共同研究室①および zoom
出席者：8名
議 題：(1)会誌「白樹」について
(2)通常総会・講演会について

第5回 日 時：2023年7月13日18：00～19：00
場 所：山梨県立大学池田キャンパス 共同研究室①および zoom
出席者：11名
議 題：(1)通常総会・講演会について
(2)聖灯祭への支援金について
(3)2023年度役員構成について
(4)環境整備について
(5)ホームページの改訂について
(6)リレーフォーライフへの寄付について

第6回 日 時：2023年9月7日18：00～19：00
場 所：山梨県立大学池田キャンパス 共同研究室①および zoom
出席者：10名
議 題：(1)会誌「白樹」について
(2)通常総会・講演会について
(3)2023年度役員構成について
(4)環境整備について

第7回 日 時：2023年10月6日17：30～19：00
場 所：山梨県立大学池田キャンパス 4号館4階講義室
出席者：8名
議 題：(1)通常総会に向けた準備について

2) 推薦委員会

第1回 日 時：2023年9月30日
場 所：山梨県立大学池田キャンパス
出席者：委員長：松土はつみ
委 員：狩野英美、田中美緒、木村有里、田中青流
役員事務局：小川忍、前澤美代子
議 題：(1)委員長の選出
(2)会長候補および第2副会長候補の選定

【審議事項】

1. 2022 年度収支決算報告

1) 2022 年度（2022.10-2023.9）収支決算報告

収入総額	3,182,614 円	
支出総額	2,123,570 円	
差し引き残額	1,059,044 円	(2023年度に繰り越し)

〈収入の部〉

(単位 円・△減)

項目	2022年度予算額	2022年度決算額	増減	備考
繰越金	1,082,603	1,082,603	0	
入会金及び終身会費	2,000,000	2,100,000	100,000	20000 × 105人 ◎卒業後の入会者 2人 ◎4年生(主に2020NN) 0人 ◎3年生(主に2021NN) 0人 ◎2年生(主に2022NN) 5人 ◎1年生(主に2023NN) 93人 ◎博士課程前期(主に2023MN) 4人 ◎博士課程後期(主に2022DN) 1人
利息	10	11	1	
合計	3,082,613	3,182,614	100,001	

〈支出の部〉

項目	2022年度予算額	2022年度決算額	増減	備考
会議費	200,000	59,147	△ 140,853	
運営費	100,000	15,147	△ 84,853	軽食・飲料水
役員会費	90,000	44,000	△ 46,000	役員交通費
委員会活動費	10,000	0	△ 10,000	推薦委員会
事業費	1,900,000	1,623,109	△ 276,891	
講演会費	300,000	66,944	△ 233,056	
同窓会会誌「白樹」発行費	800,000	816,239	16,239	
在校生支援事業費	700,000	709,926	9,926	チューター活動支援、合格祈願、卒業記念品、聖灯祭、キャリアガイダンス支援、大学院生支援、花壇整備、環境整備器具の修理購入、災害対策支援費
広報活動費	100,000	30,000	△ 70,000	リレーフォーライフ広報活動費
事務費	155,000	116,064	△ 38,936	
名簿管理費	60,000	55,660	△ 4,340	
HP保守・管理費	20,000	9,077	△ 10,923	
貸金庫代	20,000	17,160	△ 2,840	
事務雑費・印刷・通信費	55,000	34,167	△ 20,833	総会返信用ハガキ郵送料、通信費、封筒 等
賃金	50,000	10,000	△ 40,000	事務委託(終身会費管理作業の一部)
慶弔費	50,000	20,450	△ 29,550	認定看護師教育課程修了式お祝い金、最終講義(退職者)への生花
予備費	727,613	294,800	△ 432,813	寄贈絵画の額および運搬設置費
合計	3,082,613	2,123,570	△ 959,043	

2) 2022 年度 (2022.10-2023.9) 白樹会特別基金会計決算報告

収入総額	5,010,803 円
支出総額	0 円
差し引き残額	5,010,803 円

〈収入の部〉

(単位 円・△減)

項目	2022年度予算額	2022年度決算額	増減	備考
前年度繰越金	5,010,761	5,010,761	0	
利息	44	42	△ 2	
合計	5,010,805	5,010,803	△ 2	

〈支出の部〉

項目	2022年度予算額	2022年度決算額	増減	備考
被災学生等支援費等	200,000	0	△ 200,000	
合計	200,000	0	△ 200,000	

2. 2022 年度会計監査報告

2022年度(2022.10-2023.9)会計監査報告書

2022年度 山梨県立大学看護学部同窓会白樹会の会計帳簿について調査しましたところ、会計帳簿および証拠書類は適正に処理されていたことを認めます。

会計監査 監事

2023年10月6日

齊藤 けさ子 

山本 美代子 

3. 2023 年度事業計画（案）

- 1) 通常総会開催
- 2) 講演会
- 3) 同窓会誌『白樹』の発行
- 4) 山梨県立大学看護学部行事への参加・協力
- 5) 在学生への支援活動
- 6) 白樹会寄付金等の受入れ
- 7) 白樹会ホームページによる広報活動
- 8) その他
 - (1) リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2024 甲府への支援・参加
 - (2) 山梨県立大学大学院看護学研究科生（大学院）への支援

4. 2023 年度収支予算（案）

1) 2023 年度（2023.10-2024.9）収支予算（案）

収入総額	3,059,054 円	
支出総額	3,059,054 円	
差し引き残額	0 円	(2024年度に繰り越し)

〈収入の部〉

(単位 円・△減)

項目	2023年度予算額	2022年度予算額	増減	備考
繰越金	1,059,044	1,082,603	△ 23,559	
入会金及び終身会費	2,000,000	2,000,000	0	
利息	10	10	0	
合計	3,059,054	3,082,613	△ 23,559	

〈支出の部〉

項目	2023年度予算額	2022年度予算額	増減	備考
会議費	150,000	200,000	△ 50,000	
運営費	50,000	100,000	△ 50,000	会議飲食代 等
役員会費	90,000	90,000	0	役員交通費 等
委員会活動費	10,000	10,000	0	推薦委員会 等
事業費	1,950,000	1,900,000	50,000	
講演会費	300,000	300,000	0	
同窓会会誌「白樹」発行費	850,000	800,000	50,000	
在校生支援事業費	750,000	700,000	50,000	チューター活動支援、合格祈願、卒業記念品、聖灯祭、キャリアガイダンス支援、大学院生支援、花壇整備
広報活動費	50,000	100,000	△ 50,000	リレーフォーライフ広報活動費
事務費	155,000	155,000	0	
名簿管理費	60,000	60,000	0	
HP保守・管理費	20,000	20,000	0	
貸金庫代	20,000	20,000	0	
事務雑費・印刷・通信費	55,000	55,000	0	総会返信用ハガキ郵送料、通信費、封筒 等
賃金	50,000	50,000	0	事務委託(終身会費管理作業)
慶弔費	50,000	50,000	0	
予備費	704,054	727,613	△ 23,559	
合計	3,059,054	3,082,613	△ 23,559	

2) 2023 年度 (2023.10-2024.9) 白樹会特別基金会計予算 (案)

収入総額	5,010,845 円
支出総額	200,000 円
差し引き残額	4,810,845 円

〈収入の部〉

(単位 円・△減)

項目	2023年度予算案	2022年度予算額	増減	備考
前年度繰越金	5,010,803	5,010,761	0	
利息	42	44	2	
合計	5,010,845	5,010,805	40	

〈支出の部〉

項目	2023年度予算案	2022年度予算額	増減	備考
被災学生等支援費	200,000	200,000	0	
合計	200,000	200,000	0	

2023 年度 同窓会役員（案）

	氏名	所属・役職名	卒業期
名誉会長	早川 正幸	公立大学法人 山梨県立大学 学長	
名誉会員	松野 かほる	前山梨県立看護大学 学長	
	林 滋子	前山梨県立看護大学・山梨県立看護大学短期大学部 学長	
	望月 勲	前山梨県立看護大学短期大学部 学部長	
	松下 由美子	前山梨県立大学看護学部 学部長	
	佐藤 悦子	前公立大学法人 山梨県立大学看護学部 学部長	
	流石 ゆり子	前公立大学法人 山梨県立大学看護学部 学部長	
	村松 照美	前公立大学法人 山梨県立大学看護学部 学部長	
	名取 初美	前公立大学法人 山梨県立大学看護学部 学部長	
顧問	泉宗 美恵	公立大学法人 山梨県立大学看護学部 学部長	
会長	山下 清子	自宅	看 1 科 29 回生 保健科 30 回生
副会長	大森 泉	クローバースマイル訪問看護師テーション	看短大 9 回生 県大院 8 回生
	秋山 奈菜子	(株)ななすみ 訪問看護ステーションすみ	県大院 6 回生
監事	齊藤 けさ子	自宅	看 1 科 15 回生 保健科 16 回生
	小川 忍	山梨県看護協会	看 1 科 26 回生

2023 年度 同窓会事務局（案）

	氏 名	所 属	卒業期
事務局長	横内 理乃	公立大学法人 山梨県立大学看護学部	看 1 科 32 回生
書記	田草川 純子	公立大学法人 山梨県立大学看護学部	看護大 4 回生 県大院 11 回生
	一瀬 美帆	公立大学法人 山梨県立大学看護学部	県立大 2 回生
	飯嶋 怜奈	健康科学大学 看護学部	県立大 5 回生 県大院 12 回生
会計	勝俣 晴加	公立大学法人 山梨県立大学看護学部	看護大 2 回生
	三澤 みのり	公立大学法人 山梨県立大学看護学部	看 1 科 41 回生 保健科 42 回生 県大院 2 回生
事務局員	市川 佳子	山梨大学医学部附属病院	県立大 4 回生
	斉藤 寿美	(株)ななすみ 訪問看護ステーションすみ	看 1 科 33 回生
	高取 充祥	公立大学法人 山梨県立大学看護学部	県立大 1 回生
	大久保 知香	山梨県福祉保健部峡東保健福祉事務所	看短大 6 回生
	五味 瞳	公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	看短大 5 回生
	渡邊 優	国民健康保険 富士吉田市立病院	看護大 5 回生
	井出 和子	医療法人 のだ内科クリニック	看 2 科 10 回生
	三枝 享	公立大学法人 山梨県立大学看護学部	県立大 3 回生
	山岸 良治	自宅	看 1 科 37 回生
	見高 智香	地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	県立大 1 回生
	木村 友里	地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	県立大 10 回生
	奥田 悠祐	地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	県立大 11 回生
	樋口 知香	山梨大学医学部附属病院	県立大 11 回生
	山岸 大賀彦	地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	看短大 3 回生
	小林 美南	国民健康保険 富士吉田市立病院	県立大 11 回生
	石井 真実	甲府市立笛南中学校	県立大 7 回生
	星野 麻子	山梨県立育精福祉センター	看短大 4 回生
	前澤 美代子	公立大学法人 山梨県立大学看護学部	看 1 科 34 回生

白 樹 会 会 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は山梨県立大学看護学部同窓会白樹会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を山梨県立大学池田キャンパス（甲府市池田一丁目6-1）内におく。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と資質の向上をはかり、山梨県立大学看護学部（以下「母校」という。）の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は次の者をもって組織する。

(1) 会員 山梨県立高等看護学院及び山梨県立看護短期大学・山梨県立看護大学・山梨県立看護大学短期大学部・山梨県立大学看護学部・山梨県立大学大学院看護学研究科の卒業生

(2) 準会員 山梨県立大学看護学部・大学院看護学研究科の在学学生

(3) 客員 母校の職員及び本会に関係を有する者

(事業)

第5条 本会は第3条の目的を達成するための事業を行う。

(1) 同窓会だより

(2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 役員、事務局員及び委員会

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

(1) 名誉会長 1名

(2) 名誉会員 若干名

(3) 顧問 若干名

(4) 会長 1名

(5) 副会長 2名（第1副会長1名、第2副会長1名）

(6) 幹事 卒業各期の各学科から若干名

(7) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 本会の役員を選出は次のとおりとする。

(1) 名誉会長は山梨県立大学の学長の職にある者をもって充てる。

(2) 名誉会員は会長が委嘱する。

(3) 会長、副会長、幹事及び監事は会員の中から選出する。

(4) 顧問は母校職員の中から会長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 本会の職務は次のとおりとする。

(1) 名誉会長、名誉役員及び顧問は、会長の諮問に応じて本会の運営等について必要な事項を審議する。

(2) 会長は、本会を代表し会務を総理する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は第1・第2の順序に従いその職務を代行する。

(4) 幹事は、幹事会を組織し本会の会務の審議と運営にあたる。

(5) 監事は、本会の事業執行及び会計について監査する。

(役員の任期)

第9条 役員のうち会長、副会長、監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後でも後任者が決定するまでその職務を行うものとする。

(事務局員)

第10条 本会は次の事務局員をおく。

(1) 事務局長 1名

(2) 書記 若干名

(3) 会計 若干名

2 事務局員は、母校職員及び会員の中から会長が委嘱する。

(事務局員の職務)

第11条 本会事務局員の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を総理する。

(2) 書記及び会計は、本会の庶務、会計事務を処理する。

(3) 任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第12条 本会の事業の円滑な運営を図るため次の委員会をおく。

(1) 推薦委員会

(2) 学生支援委員会

(3) 広報委員会

(4) 総会準備委員会

(5) 編集委員会

2 委員会の任務及び委員の選任方法については別に会長が定める。

第3章 会 議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、正副会長会、幹事会及び役員会とし、会長が招集する。

2 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、必要に応じ臨時開催する。

4 正副会長会は、正副会長と事務局員をもって構成し、必要に応じ随時開催する。

5 役員会は、役員全員をもって構成し、本会の運営上の重大な事項について審議する必要があるとき開催する。

6 総会の議長は、出席者の中から選出する。総会を除く会議の議長は、会長がこれにあたる。

(会議への付議事項)

第 14 条 本会の会議への付議事項は次のとおりとする。

(1) 総会付議事項

- 一 会則の制定及び改正に関すること。
- 二 役員の承認に関すること。
- 三 事業計画及び収支予算に関すること。
- 四 事業報告及び収支決算に関すること。
- 五 その他本会の運営の関する重要な事項に関すること。

(2) 幹事会付議事項

- 一 本会議の運営に関する重要な事項に関すること。

(3) 正副会長会付議事項

- 一 定期的な協議事項で、会長が必要と認めた事項に関すること。

(4) 役員会付議事項

- 一 会の運営上極めて重要な協議事項で、会長が必要と認めた事項に関すること。

(会議の議決要件)

第 15 条 本会の会議は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の時は会長がこれを決する。

第 4 章 会 計

(経費)

第 16 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は終身会費とし、一人 20,000 円とする。
- 3 準会員は、母校入学と同時に本会に入会するものとする。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日をもって終る。

第 5 章 補 則

(補則)

第 18 条 この会則に定めるもののほか会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

- 1 この会則は平成 9 年 7 月 12 日から施行する。
- 2 この会則は平成 10 年 7 月 11 日から施行する。
- 3 この会則は平成 11 年 7 月 10 日から施行する。
- 4 この会則は平成 13 年 5 月 26 日から施行する。
- 5 この会則は平成 20 年 5 月 17 日から施行する。
- 6 この会則は平成 30 年 5 月 26 日から施行する。
- 7 この会則は 2019 年 10 月 12 日から施行する。

山梨県立大学同窓会白樹会寄附金等受入規約

第1条

本規約は山梨県立大学同窓会白樹会会則「白樹会基金規定」第4条に定める寄附金等の扱いについて規定する。

第2条

本会は会則並びに本規約に則り寄附金等を受け入れるものとする。

第3条

寄附者は本会の趣旨に賛同し、所定の様式の申込書による申請に基づいて寄附を行うことが出来る。

第4条

寄附は本会の会員に限らず本会の趣旨（同窓会と母校のため及び学生支援のため）に賛同する者なら如何なる個人並びに法人も行うことが出来る。

第5条

寄附金等の種類は現金のみとする。但し、寄附金等の受け入れによって本会に著しく財政負担を伴う場合には本会の判断によっては受け入れることが出来ないものとする。

第6条

寄附金等は一般会計予算にて取り扱うものとする。

第7条

寄附金等の使途については本会の所定の会計監査を受け、総会の決算報告にて報告するものとし、寄附者へは個別に通知しないものとする。

第8条

寄附者の氏名・名称・金額等は本会広報等で公表するものとする。但し、寄附者が公表することを望まない場合にはその意思を尊重し匿名とする。

第9条

寄附者は本会への寄附行為は税法上の寄附金控除の対象とする場合は申請により、領収書を発行する。

第10条

一旦受け入れた寄附金等については如何なる理由があろうとも返還しないものとする。

第11条 受領書等の送付

1. 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、速やかに礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。
2. 前項にかかわらず、受領書等の寄附者への送達が困難と認められる場合は、会長または理事会の承認によりこれを省略することができる。

